

令和元年（ワ）第16146号 損害賠償請求事件

原告 （閲覧制限）

被告 学校法人順天堂

準備書面（1）

令和元年11月22日

東京地方裁判所民事第37部合A係 御中

被告訴訟代理人弁護士 岡田 暢 雄

同 岡田 尚 人

同 大辻 大 佑



第1 請求の原因に対する認否

1 「第1 当事者」について

(1) 1のうち、原告番号 及び同 、同、乃至同 、同 乃至 は認める。なお、原告番号 については、平成30年度「一般入試A方式」を受験した記録は残っているが、その他の試験を受験した記録はない。また、原告番号 については、平成24年度「一般入試」「センター・一般独自併用入試」「センター利用入試」を受験した記録は残っているが、その他の試験を受験した記録はない。

(2) 2につき認める。

2 「第2 順天堂大学における医学部の入学試験」について

(1) 1ないし8について認める。ただし、3、6、8については、正確には「センター・一般独自併用入学試験」であり、調査書、大学入試センター試験、一般独自試験（学力試験）の評価を総合的に判断して一次試験の合格者が決定されるものである。

(2) 9については、(3)につき、二次試験では英作文試験が加わるため、「二次

試験の内容が一般入学試験と同様である」との点について否認する。なお、9 について正確には「センター試験利用入学試験」ではなく、「センター利用入学試験」である。

(3) 10については、(2)につき「一次試験において大学入試センター試験の結果を考慮する」との点について否認する。大学入試センター試験の結果が考慮されるのは二次試験である。なお、10について正確には「地域枠試験・東京」ではなく、「東京都地域枠入学試験」である。

(4) 11及び12については認める。ただし、12につき、正確には「センター・一般独自併用入学試験」である。

(5) 13については、(2)につき、二次試験では英作文試験が加わるため、「二次試験の内容が一般入学試験と同様である」との点について否認する。

(6) 14及び15について認める。

(7) 16については、(2)につき、二次試験では英作文試験が加わるため、「二次試験の内容が一般入学試験と同様である」との点について否認する。なお、正確には「センター試験利用入学試験」ではなく、「センター利用入学試験」である。

3 「第3 被告が行った不正入試」について

被告が第三者委員会の緊急第一次報告書を公表したのは平成30年12月3日ではなく同月10日であるが、これ以外の事実については認める。ただし、被告の入試が不正であるとか、女性に対する合格基準について不利益取扱いであるといった主張については、被告の行為が不法行為に該当するとの趣旨であれば否認ないし争う。

4 「第4 被告の不法行為」について

被告にて男女で異なる合格判定基準、補欠合格判定基準点が定められていたことについて認め、その余は争う。その理由については後述する。

5 「第5 被告の不法行為による損害」について

争う。

- 6 「第6 まとめ」について
争う。

第2 被告の主張

1 原告らの試験結果

原告ら13名については、それぞれ、受験年度や不合格と判定された理由などが異なるところ、原告らそれぞれの試験結果は以下のとおりである。

- (1) 原告番号 については、2015年一般入試一次試験について合格者を検討する順位外の 位、同年センター・一般独自併用入試一次試験について 位（成績上位256名が合格）、2015年センター利用入試一次試験について 位（成績上位165名が合格）、2015年東京都地域枠入試一次試験について 位（成績上位31名が合格）、2016年一般入試一次試験について合格者を検討する順位外の 位、2016年センター・一般独自併用入試一次試験について 位（成績上位250名が合格）、2016年センター利用入試一次試験について 位（成績上位152名が合格）であり、いずれも不合格であった。

よって、原告番号1は、男女の合否判定基準の違いにより不合格となったのではなく、男女の基準が同一であっても不合格となっていたのであって、被告の原告に対する不利益取り扱いはなく、原告に対する不法行為は存在しない。

- (2) 原告番号 については、2018年一般入試A方式について、一次試験は 位で合格であったが、二次試験は評価点が 点で不合格であった。第2次試験の合否判定基準は、第1次試験における学力成績順位が351位以下の者については男性4.0以上、女性4.5以上から合格者を検討することとしており、第2次試験の結果が合計 であった原告は、仮に男女の合否判定基準を男性・女性ともに同一として4.0以上とした場合であっても、不合格となっていた。

よって、原告番号 は、男女の合否判定基準の違いにより不合格となったの

ではなく、男女の基準が同一であっても不合格となっていたのであって、被告の原告に対する不利益取り扱いはなく、原告に対する不法行為は存在しない。

- (3) 原告番号 については、2018年一般入試A方式一次試験について合格者を検討する順位外の 位であり、不合格であった。なお、訴状において、2017年一般入試A方式及びセンター利用入試、2018年センター利用入試を受験したと主張されているが、被告においてこれらの受験記録は存在しない。

よって、原告番号 は、男女の合否判定基準の違いにより不合格となったのではなく、男女の基準が同一であっても不合格となっていたのであって、被告の原告に対する不利益取り扱いはなく、原告に対する不法行為は存在しない。

- (4) 原告番号 については、2014年一般入試について、一次試験は 位で合格であったが、二次試験は評価点が 点で不合格であった。

第2次試験の合否判定基準は、第1次試験における学力成績順位が201位以下の者については男性3.5以上、女性4.0以上から合格者を検討することとしており、第2次試験の結果が合計 であった原告は、仮に男女の合否判定基準を男性・女性ともに同一として3.5以上とした場合であっても、不合格となっていた。

よって、原告番号 は、男女の合否判定基準の違いにより不合格となったのではなく、男女の基準が同一であっても不合格となっていたのであって、被告の原告に対する不利益取り扱いはなく、原告に対する不法行為は存在しない。

- (5) 原告番号 については、2011年一般入試について、一次試験は 位で合格であったが、二次試験は評価点が 点で不合格であった。第2次試験の合否判定基準は、第1次試験における学力成績順位が351位以下の者については男性4.0以上、女性4.5以上から合格者を検討することとしており、第2次試験の結果が合計 であった原告は、仮に男女の合否判定基準を男性・女性ともに同一として4.0以上とした場合であっても、不合格となっていた。

原告番号 〇の2012年センター・一般独自併用入試について、一次試験は 〇位で合格であったが、二次試験は評価点が 〇点で不合格であった。第2次試験の合否判定基準は、第1次試験における学力成績順位が 〇位以下の者については男性4.0以上、女性4.5以上から合格者を検討することとしており、第2次試験の結果が合計 〇であった原告は、仮に男女の合否判定基準を男性・女性ともに同一として4.0以上とした場合であっても、不合格となっていた。

原告番号 〇の2012年一般入試について、一次試験は 〇位で不合格であったが、性差のない基準によれば上位554名が合格となるため一次試験は合格となる。なお、原告番号 〇に関する法的主張については、後述する。

(6) 原告番号 〇については、2015年一般入試一次試験について合格者を検討する順位外の 〇位、2016年一般入試一次試験について合格者を検討する順位外の 〇位であり、いずれも不合格であった。

2017年一般入試A方式について一次試験は 〇位で不合格であったが、性差のない基準によれば上位570名が合格となるため一次試験は合格となる。この点については、原告番号 〇は補償対象者として受験料6万円の返還は既に行われている。なお、原告番号 〇に関する法的主張については、後述する。

(7) 原告番号 〇については、2013年一般入試について、一次試験は 〇位で合格であったが、二次試験は評価点が 〇点で不合格であった。

第2次試験の合否判定基準は、第1次試験における学力成績順位が351位以下の者については男性4.0以上、女性4.5以上から合格者を検討することとしており、第2次試験の結果が合計 〇であった原告は、仮に男女の合否判定基準を男性・女性ともに同一として4.0以上とした場合であっても、不合格となっていた。

よって、原告番号 〇は、男女の合否判定基準の違いにより不合格となったのではなく、男女の基準が同一であっても不合格となっていたのであって、被告

の原告に対する不利益取り扱いはなく、原告に対する不法行為は存在しない。

- (8) 原告番号 については、2016年一般入試一次試験について合格者を検討する順位外の 位であり、不合格であった。

よって、原告番号 は、男女の合否判定基準の違いにより不合格となったのではなく、男女の基準が同一であっても不合格となっていたのであって、被告の原告に対する不利益取り扱いはなく、原告に対する不法行為は存在しない。

- (9) 原告番号 については、2018年一般入試A方式一次試験について合格者を検討する順位外の 位であり、不合格であった。

よって、原告番号 は、男女の合否判定基準の違いにより不合格となったのではなく、男女の基準が同一であっても不合格となっていたのであって、被告の原告に対する不利益取り扱いはなく、原告に対する不法行為は存在しない。

- (10) 原告番号 については、2012年一般入試一次試験について合格者を検討する順位外の 位、2012年センター・一般独自併用入試一次試験について合格者を検討する順位外の 位、2012年センター利用入試一次試験について合格者を検討する順位外の 位であり、いずれも不合格であった。なお、訴状において、2011年一般入試、2011年センター・一般独自併用入試、2011年センター利用入試、2011年地域枠入試、2012年地域枠入試をそれぞれ受験したと主張されているが、被告においてこれらの受験記録は存在しない。

よって、原告番号 は、男女の合否判定基準の違いにより不合格となったのではなく、男女の基準が同一であっても不合格となっていたのであって、被告の原告に対する不利益取り扱いはなく、原告に対する不法行為は存在しない。

- (11) 原告番号 については、2014年一般入試一次試験について合格者を検討する順位外の 位、2014年センター・一般独自併用入試について、一次試験は 位で合格であったが、二次試験は評価点が 点で不合格となった。第2次試験の合否判定基準は、第1次試験における学力成績順位が

126位以下の者については男性4.0以上、女性4.5以上から合格者を検討することとしており、第2次試験の結果が合計 点であった原告は、仮に男女の合否判定基準を男性・女性ともに同一として4.0以上とした場合であっても、不合格となっていた。

原告番号 の2015年一般入試一次試験について合格者を検討する順位外の 位、2015年センター・一般独自併用入試について、一次試験は 点で合格であったが、二次試験は評価点が 点で不合格であり、いずれも不合格であった。第2次試験の合否判定基準は、第1次試験における学力成績順位が126位以下の者については男性4.0以上、女性4.5以上から合格者を検討することとしており、第2次試験の結果が合計 点であった原告は、仮に男女の合否判定基準を男性・女性ともに同一として4.0以上とした場合であっても、不合格となっていた。

よって、原告番号 は、男女の合否判定基準の違いにより不合格となったのではなく、男女の基準が同一であっても不合格となっていたのであって、被告の原告に対する不利益取り扱いはなく、原告に対する不法行為は存在しない。

(12) 原告番号 については、2017年一般入試A方式について合格者を検討する順位外の 位であり、不合格であった。

よって、原告番号 は、男女の合否判定基準の違いにより不合格となったのではなく、男女の基準が同一であっても不合格となっていたのであって、被告の原告に対する不利益取り扱いはなく、原告に対する不法行為は存在しない。

(13) 原告番号 については、2018年一般入試A方式について合格者を検討する順位外の 位であり、不合格であった。

よって、原告番号 は、男女の合否判定基準の違いにより不合格となったのではなく、男女の基準が同一であっても不合格となっていたのであって、被告の原告に対する不利益取り扱いはなく、原告に対する不法行為は存在しない。

い。

2 原告ら（同、及び を除く）との関係について

原告らは、順天堂大学医学部において不公正な入学試験が行われていたとして、不法行為あるいは債務不履行に基づく損害賠償を請求している。しかし、上述のとおり、原告らのうち、原告番号、同 を除く11名は、性差による合格判定基準の違いによって不合格となったのではなく、性差のない合格判定基準によっても不合格となっていたのであり、被告の原告らに対する不利益取扱いは存在せず、あるいは因果関係が認められないから、不法行為あるいは債務不履行に基づく損害賠償請求権は存在しない。

3 原告番号 及び同 について

既述のとおり、原告番号 及び については、性差のない基準によれば一次試験は合格となっていた。

この点に関する被告の主張については、令和元年10月31日付で第三者委員会から提出された最終報告書の内容などを踏まえ、改めて被告にて検討のうえ、主張する予定である。

4 「第7 求釈明」について

1（1）、（2）、4については開示予定である。1（3）については、各受験者の入学試験における各科目の合計点数を偏差値化したうえで上位の者から順に並べ、上位の者から定員に満つるまでの者を合格にするというものである。1（4）については、そのような資料はない。

2及び3については、令和元年11月1日に、被告ホームページ上において、第三者委員会最終調査報告書を公開しているため、こちらを確認されたい。

5については、原告らの合否結果は本準備書面第2の1で主張したとおりである。

以上